

日本草地学会 優秀若手発表賞について

趣 旨

日本草地学会優秀若手発表賞と称し、草地学研究および草地技術の発展に寄与、または今後寄与する可能性が高く、研究に熟意をもって取り組んでいる若手会員の中から、日本草地学会大会において優秀な発表を行った者に授与する。

候補者

大会開催年の3月末に33歳以下、もしくは大学院研究科修了5年以内のいずれかの条件を満たす会員で、優秀若手発表賞にエントリーした者を審査対象とする。なお、一人一演題についてのみエントリー可能とする。

応募された研究発表内容が、すでに、他の学会等で表彰対象となっている場合、およびグループ表彰は対象外とする（発表する者が候補者である）。

エントリーは、発表申し込み用の1ページの講演要旨に、研究の重要性と特徴、将来構想、具体的データを示した図表を含めたA4版1ページのエントリー用紙を加えた合計2ページを、通常の講演申込みと同様に締切日までに提出する。

演題数は最大で12件とし、12件を上回るエントリーがあった場合は予備審査を実施する。予備審査には講演要旨およびエントリー用紙を用いて、以下に記載の審査項目に基づいて、審査にあたる学会賞選考委員が実施する。また、本賞では若手会員のスキルアップ効果を期待し、学生会員など、より研究経験の少ない会員であることも考慮する。予備審査によって、エントリーできなかった候補者（演題）については一般講演での発表とする。

表 彰

- ・毎年、日本草地学会大会において実施する。ただし、大会が複数回開催される年度においては、そのうちの1つの大会を学会が提示し、案内する。
- ・表彰件数は、各年1件を目処とするが、エントリー数、研究分野等を考慮して複数件、または該当なしとすることもある。
- ・受賞者へは大会終了後、表彰状を送る。

審 査

発表形式は口頭発表とする。指定の時間帯に、原則、1会場にてエントリー者全員の発表を行い、大会期間中に審査を終了する。

学会賞選考委員長が審査委員長となり、学会賞選考委員が審査委員となって1会場5名前後が審査に当たる。学会賞選考委員の大会参加人数が少ない場合など、必要に応じて審査委員長（後述の代理を含む）が評議員の中から審査委員を指名する。審査委員長が任に当たることができない場合、委員長は学会賞選考委員または評議員の中から代理を指名する。また、利害関係のある者が発表者となった審査委員は直ちに審査委員長（または代理）に届け出る。届出を受けた委員長（または代理）は、当該審査委員の代わりに評議員の中から審査委員を指名する。

審査委員長（または代理）は、審査委員に候補者の講演要旨およびエントリー用紙を「取扱注意」で事前に配布する（エントリー用紙を配付する際には記載された生年月日は削除する）。評議員会において審査委員を担当する者を報告する。また、質疑応答が重要な審査のポイントの一つとなることから、担当する座長にも講演要旨およびエントリー用紙を同取扱いで事前配付する。

エントリー者全員の発表が終了次第、審査委員は下記の審査項目について評価する。審査結果の集計は審査委員が行う。

審査委員長（または代理）は、審査委員全員を召集して優秀若手発表賞審査委員会を開催して表彰者を決定し、審査結果を日本草地学会長に報告する。

審査項目

1. 草地学に関する研究テーマに主体的に取り組み、以下のいずれかの内容で今後の草地学の発展に貢献できると期待される。
 - 1) 研究の着眼点が先進的または斬新である。
 - 2) 実用的な技術に直結するテーマに取り組んでいる。
 - 3) 先進的な解析方法や分析方法を取り入れている。
2. 研究結果の解釈や考察が妥当であり、研究の特徴や重要性が明確である。
3. 研究の将来構想が明確で、研究者としての発展が期待できる。
4. 講演要旨が適切に作成されており、スライドにも工夫が認められる。
5. 発表内容が分かりやすく、発表を決められた時間内に行うことができる。
6. 質疑応答が的確である。

評価方法

審査委員は上記審査項目について、5：突出して優れている、1：劣っている、を目安に5段階で評価する。上記審査項目の得点を合計して当該発表者の評価点とする。

その他

- ・予備審査の結果、一般講演での発表となった者については、その旨連絡する。ただし、審査内容については通知しない。
- ・審査結果については、大会終了後、学会ホームページに総評とともに掲載し、日本草地学会誌の学会記事においても報告する。
- ・多くの会員に受賞機会を設けるため、受賞者は受賞年度の翌年から2年間はエントリーできない。
- ・本賞に関する異議申立や意見は、学会賞選考委員会に異議申立書あるいは意見書をもって表明することができる。異議申立書あるいは意見書が提出された場合は、学会賞選考委員会で検討する。
- ・2011年度宇都宮大会より施行、2012年7月4日一部改正（2012年度北海道大会より実施）、2012年12月5日一部改正（2013年度山形大会より実施）、2017年11月26日一部改正（2018年度熊本大会より実施）、2019年7月2日一部改正（2020年度静岡大会より実施）。